

砥部町農業委員会総会
令和 5 年 12 月議事録

令和 5 年 12 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 5 年 12 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 5 年 12 月 1 日（金）13 時 30 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子、坂本勝美 竹内 勝、福田康彦、久保 徹、門田幸一、相原雄一 笹山準一、松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	河瀬利文
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 5 年 12 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 48 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について 2 件

日程第 3 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 1 件

日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地
利用集積計画について 3 件

日程第 5 議案第 51 号 砥部町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の軽
微変更について 1 件

・閉会

令和 5 年 12 月 砥部町農業委員会総会

令和 5 年 12 月 1 日（金） 13 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から 12 月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により、河瀬利文委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、12 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、11 番、相原雄一委員さん、12 番、笹山準一委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 48 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について、2 件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 1 ページをご覧ください。地図は 1・2 ページをご覧ください。 1 件目、相続による所有権移転の届出案件です。 届出人は〇〇さんです。 届出地は〇〇、地目、畑、面積 374 m²外 5 筆、合計 4,206 m²です。 亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです 2 件目、相続による所有権移転の届出案件です。 届出人は〇〇さんです。届出地は〇〇、地目、田、面積 548 m²外 16 筆、合計 15,863 m²です。 亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです。 以上で説明を終わります。

議 長	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 3 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件を議題といたします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。地図はそのまま 1 ページをご覧ください。 渡人は〇〇さんです。受人は〇〇さんです。 申請地は〇〇、地目、畑、面積 5,017 ㎡です。 申請の経緯について、渡人は相続で譲り受けた申請地を自作することが困難なため、受人に譲り渡すものです。 作付予定作物は温州みかんで、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械は動力噴霧器等を所有しております。 営農日数は 250 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	この案件は、4・5 年前から借りており、今回、買い取るようになったものです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3 件を議題とします。 2 件の議題は、〇〇委員さんのご家族が関連する案件です。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与が制限

	されますので、〇〇委員には退席していただきます。 それでは、議題 2 件については関連がありますので、続けて事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをご覧ください。 1 件目、賃貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 3 ページをご覧ください。 貸人は〇〇さんです。借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積 7,596 m²です。 栽培品目は甘平、愛媛県試第 28 号、期間は、令和 5 年 12 月公告日から令和 15 年 11 月 30 日までの利用権を設定するものです。 2 件目、賃貸借権の設定で、継続の案件です。 貸人は〇〇さんです。借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積 5,289 m²です。 栽培品目は温州みかん、期間は、令和 5 年 12 月公告日から令和 15 年 11 月 30 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 議事が終了しましたので、〇〇委員に対する議事参与の制限を解除いたします。
議長	3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事務局	3 件目、使用貸借権の設定で継続の案件です。地図は 4 ページをご覧ください。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積 658 m²外 2 筆、計 3,023 m²です。 栽培品目は、極早生みかん、キウイフルーツ、期間は、令和 5 年 12 月公告日から令和 8 年 11 月 30 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりで、継続です。〇〇が、耕作に専念しているので、いいと思います。
〇 〇 委 員	一部分の貸借となっているが、できるんですか。
事 務 局	一部でもできることになっています。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
担 当 委 員	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 5 議案第 51 号 砥部町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の軽微変更について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書は 4 ページをご覧ください。地図は 5 ページをご覧ください。 この案件は、農振農用地内に農業用倉庫を設置するため、農用地から農業用施設用地への用途区分変更に対する意見を農業委員会へ求めるもので、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条に規定された、農業振興地域整備計画に係る軽微な変更を要するものに該当します。 申請人は〇〇さん。 申請地は〇〇、地目、畑、面積 786 ㎡のうち 44 ㎡で、農業用倉庫 1 棟を設置します。 この案件が承認されますと、農用地利用計画の軽微変更として町長名で公告した後に、農業用倉庫設置の届出を農業委員会へ提出することとなります。 農業委員会からの回答案として、本日資料を配布しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	ただ今の事務局の説明のとおりです。
〇 〇 委 員	200 ㎡以下でも変更が必要なんですか。
事 務 局	200 ㎡以下なので軽微なもので変更できます。200 ㎡以上なら別の申請が必要となります。

議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、12月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 13時55分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____